

令和7年12月5日招集

令和7年第10回北塩原村議会定例会

村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和7年第10回北塩原村議会定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

はじめに村政についてご報告を申し上げます。

一点目は、旧ラビスパ裏磐梯の施設の利活用についてであります。先の第9回北塩原村議会臨時会において北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例を可決いただきました。その後、関心表明事業者と施設の利活用の協議を行いましたが、去る11月26日に、関心表明事業者の社長が来庁し、ラビスパ裏磐梯の利活用の計画について、社内の事情により、養殖事業計画をこれ以上進めることができ困難であることが示されました。

今後、事業者からの正式な通知があり次第、対応について議会と協議した上で、決定したいと考えております。

二点目は、「きたしおばら健康長寿を祝う会2025」の開催についてであります。去る9月22日、メルキュール裏磐梯にて、「きたしおばら健康長寿を祝う会2025」を開催し、75歳以上の高齢者や金婚ご夫婦など約130名が出席しました。今年めでたく結婚50年を迎えた4組のしあわせ金婚表彰や、村内幼稚園の園児たちによる発表、大塩川前神楽保存会による演舞の披露など、さまざまな催しが行われ、楽しいひと時を過ごしていただきました。

三点目は、県外における北塩原村のPR実施についてであります。まずは、去る9月18日から19日にかけ、東京都杉並区役所前にて、「北塩原村秋の観光物産展」を開催しました。旬を迎えた早稲沢地区産のトウモロコシをはじめ、特産品の会津山塩、小野川湧水を使用した日本酒「歌磐梯」や、オリジナルウイスキーなど、村内事業者、在京きたしおばら会とともに北塩原村・裏磐梯の秋の味覚と魅力をPRしました。

また、10月18日から19日にかけて名古屋市の「名古屋まつり」並びに、東京都清瀬市の『きよせ市民まつり』に出展をし、村内で育てられた新米や高原野菜、会津山塩などのPRを行いました。初めての地域での出展だったこともあり、特に名古屋市における北塩原村・裏磐梯の知名度の低さを実感しましたが、物販を通じて、興味・関心を持っていただくことができました。今後も、より多くの地域の方々に魅力を知っていただけるよう、引き続きPR活動を実施してまいります。

四点目は、北塩原村総合防災訓練の実施についてであります。去る9月24日、裏磐梯自然環境活用センターで行われ、消防団をはじめ、裏磐梯幼稚園児、小中学校の児童、生徒、地元住民など、約150人が参加しました。訓練は、磐梯山の噴火警戒レベルの引き上げを想定して実施しました。救護訓練や消火訓練、避難所設営訓練、炊き出し訓練などのほか、防災講演会も行い、万が一の際の連携を確認するとともに、火山防災についても学ぶ機会となり

ました。

五点目は、「風とロック芋煮会」の開催についてであります。去る 10 月 4 日から 5 日にかけ、裏磐梯の「エンリゾートグランデコ」にて、「風とロック芋煮会」が開催されました。本村での開催は 15 年ぶりの 2 度目で、「ただいま、おかえり」の言葉を合図に 2 日間のイベントをスタートしました。今年のテーマ“慰安旅行”にふさわしく、参加者は、日常の喧騒を離れ、自然・音楽・食を存分に楽しみながら、心も体もリフレッシュできる時間を過ごされました。

六点目は、村消防団秋季検閲についてです。去る 10 月 26 日、村消防団秋季検閲が、村民体育館で行われ、消防団員及び女性消防隊合わせて 80 名が参加しました。検閲式では、通常点検及び規律訓練を行い、優良団員表彰と退職された女性消防隊への感謝状贈呈を行いました。

七点目は、「ふくしま駅伝」についてであります。第 37 回市町村対抗県縦断駅伝競走大会は去る 11 月 16 日、白河市をスタートし、福島市の県庁前にフィニッシュする 16 区間、96.3 キロで繰り広げられました。村のチームは、女子区間の一部に出場条件を満たす選手がいないため、条件外の選手が出場する「特例出場」となりました。大会の成績は、表彰対象とはなりませんでしたが、選手は北塩原村の代表として、日々の厳しい練習の中で、着実に力をつけ、全区間を走りきりました。7 月から 11 月の本大会までの間、監督やコーチ、選手保護者、そして地域の方々を含む、多くの方に支えられながら、

大会に参加を果たすことができましたこと、誠に感謝申し上げます。来年度は、全区間の選手を確保し、通常参加に向けて準備を進めてまいります。

八点目は、村政懇談会の実施についてであります。去る 11 月 14 日から 20 日にかけ、北山地区、大塩地区、桧原地区、裏磐梯地区と、村内 4 地区を単位として、全村民を対象に村政懇談会を開催し、延べ 65 名の村民の方々が参加され、懇談をさせていただきました。内容については、「いまトーク」と題して、北塩原村のいまの姿からこのまま静かに時を刻んだときのみらいをイメージした姿を想定し、どのような取り組みが必要かを視点として意見交換を行いました。そのほか、村づくりや地区の課題などについて、村民からのご意見を伺ったところでございます。出席されました村民の皆様からは、人口減少対策に係る様々なご意見や提案などを頂戴したところであります。村政懇談会での懇談内容を踏まえ、今後の村政執行を議員各位、そして村民とともに進めてまいりたいと考えております。

ここで、本日提案いたしました議案等について、ご説明を申し上げます。

議案第 50 号、令和 4 年災河川災害復旧工事（大川入川上流）請負契約の変更についてあります。令和 5 年 9 月 4 日に入札をし、9 月 8 日に議会の議決をいただきました本請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事費が増額となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第 51 号、北塩原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに議案第 52 号、北塩原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてあります。共に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、新たな支援制度が創設され、必要となる基準を規定する条例を定めるものです。

議案第 53 号、北塩原村議會議員及び北塩原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてあります。公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正にともない、公費負担の対象となる選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの作成単価を見直すものであります。

議案第 54 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてあります。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴い、出生時ならびに、3 歳未満の子を養育する職員の仕事と育児の両立に関する情報提供や制度の利用に係る意向確認、制度の研修の実施、相談体制や勤務環境の整備について、規定を定めるものであります。

議案第 55 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてあります。「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正」に伴い、未就学児を養育する職員が取得することができる部分休業について、取得できる時間や取得する単位の見直しを行うものです。

議案第 56 号及び議案第 57 号は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。県人事委員会勧告の内容を実施するための改正であり、議会議員並びに村長等の期末手当の支給割合を 0.05 月増額するものであります。

議案第 58 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。県人事委員会勧告の内容を実施するための改正であり、一般職員並びに会計年度任用職員の給与表の改正及び一般職員の期末手当の支給割合を 0.025 月、勤勉手当の支給割合を 0.025 月、それぞれ増額するものであります。

議案第 59 号、北塩原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例並びに議案第 60 号、北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例そして、議案第 61 号、北塩原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてあります。3 議案共に、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、虐待対応の強化など、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号、北塩原村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防庁通知により、林野火災に関する新たな注意報等が創設されたことから、火入れを中止する要件について改正を行うものであります。

議案第 63 号は、令和 7 年度北塩原村一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。歳入歳出それぞれ、58,441 千円 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4,190,009 千円とするものであります。

主な補正の内容につきましては、

- 県人事委員会勧告に伴う職員給与等改定 15,600 千円
- ふるさとづくり寄付金事業 15,649 千円
- 除雪対策事業 7,331 千円
- 有害鳥獣対策事業 3,380 千円
- 定額減税補足給付金事業 2,000 千円 などであります。

議案第 64 号は、令和 7 年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 3 号）であります。歳入歳出それぞれ、275 千円 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 317,651 千円とするものであります。補正の内容につきましては、

- 県人事委員会勧告の実施に伴う給与改定 211 千円
- 国保総合システム改修経費負担金 64 千円 であります。

議案第 65 号、令和 7 年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ、20,443 千円 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 402,788 千円とするものであります。主な補正の内容につきましては、

- 介護サービス給付費 19,613 千円であります。

議案第 66 号、令和 7 年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ、4,459 千円 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 41,594 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、

- 後期高齢者医療連合保険料等納付金 4,459 千円であります。

議案第 67 号、令和 7 年度北塩原村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。一つ目は、予算第 3 条に定めた収益的収入の補正であります。営業外収益の予定額に、341 千円 を追加し、簡易水道事業収益を 152,674 千円とするものであります。二つ目は、収益的支出の補正であります。営業費用の予定額に、341 千円 を追加し、簡易水道事業費用を 151,022 千円とするものであります。三つめは、予算第 4 条に定めた資本的支出の補正であります。企業債償還金の予定額に、11 千円 を追加し、資本的支出を 107,106 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、県人事委員会勧告の実施に伴う職員給与等の改定による人件費と、建設企業債元金償還金を補正するものです。

議案第 68 号、令和 7 年度北塩原村下水道等事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。一つ目は、予算第 3 条に定めた収益的収入の補正であります。営業外収益の予定額に、272 千円 を追加し、収益的収入合計を 517,041 千円とするものであります。二つ目は、収益的支出の補正であります。営業費用の予定額に、272 千円 を追加し、収益的支出合計を 217,320 千円とするものであります。三つめは、予算第 4 条に定めた資本的支出の補正であります。企業債償還金の予定額に、233 千円 を追加し、資本的支出合計を 268,634 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、県人事委員会勧告の実施に伴う職員給与等の改定による人件費と、建設企業債元金償還金を補正するものです。

以上、議案十九件を提案申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、人事案件としまして、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを 2 件、追加でご提案を申し上げますので、慎重審議を賜りましてご議決を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。